



### ○ 水路補修研修会開催 一回はあなたの市町村でー

岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会は11月8日（金）、盛岡市中太田の太田地区活動センター及び周辺の水路において、水路補修技術の向上を目的として研修会を開催しました。

この研修会は、盛岡市太田地区を活動エリアとする「東太田地区住みよい環境をめざす会」からの依頼をきっかけとしたものであり、盛岡広域振興局農政部農村整備室と盛岡市の協力により参加を呼びかけ、17組織約60名の参加を得て実施しました。



【熱心に受講する参加者】

講師には、東北農政局土地改良技術事務所から高橋誠人専門技術指導官、吾妻孝太郎環境技術係長、太田芳信保全技術指導第1係長をお招きしました。

研修は、始めに活動センター内の会議室において、高橋専門技術指導官が「農業水利施設の長寿命化に向けた補修技術」と題して講義を行い、「施設の点検及び機能診断をした際は忘れずに記録を取ること。その結果に基づき、優先度、施工方法、費用等を検討し補修計画を策定すること」など、水路の補修・更新における手順や留意事項等を説明しました。



【説明する高橋誠人専門技術指導官】

続いて、活動センター前の用水路で行った実践研修では、講師が水路（ベンチフリューム）間の目地（継ぎ目）の広がりや埋める一連の補修作業を実演した後、参加者は3班に分かれて実際にその作業にチャレンジしました。

参加者は、「様々な道具や材料があることがわかった」「これを機会に目地補修をやっていきたい」などと話していました。



※参加者による補修作業の様子（作業の流れ①～④）

- ① マスキングテープ貼り・・・（目地材を充填する際の目印などとするためにテープを貼る）
- ② プライマー塗布・・・（コンクリートと目地材を接着させるための糊のようなものを塗る）
- ③ 目地材充填・・・（シーリング材を詰めて隙間をふさぐ）
- ④ マスキングテープはがし・・・（充填後はすぐにテープをはがす）

地域協議会では、今後も技術的な研修会を開催していきたいと考えておりますので、要望がありましたら、最寄りの市町村を通じてお問い合わせ下さい。

## ○交付金活動のワンポイント（その1）

活動を実施する際の留意点などをシリーズで紹介して参ります。

今回は、復旧（向上）活動支援における活動記録について紹介します。

復旧（向上）活動の成果として、現地には立派な水路や農道が出来ておりますが、活動した経過や記録が不十分な活動組織が見受けられます。

自主施工の場合は、活動組織での決定事項や資材購入などがあつた際に、作業日報が作成されているため、活動記録が残されています。

一方、外部発注による施工の場合は、施工業者が工事に関する日誌を作成していますが、補修や更新する施設を決定した際などの作業日報や、完成検査結果などの活動記録が残されていない、ということが少なくありません。

この活動は、交付金（公金）を活用して行うものなので、活動した内容や決定事項等については、作業日報に記載するとともに、活動記録を書面で残し、国の検査等の際に説明出来るようにしておく必要があります。

### ポイント

活動を実施したときは、活動内容や組織で決めた事項を書面に記録するとともに、作業に要した時間や人数、経費などを作業日報に記載しましょう。

#### 活動組織が外部に発注する際に記録を必要とする主な活動

- ① **補修・更新に取り組む施設や路線を決定したとき**  
（共同活動の点検・診断活動で決めた場合は、共同活動の作業日報に記録すること。  
※その活動が共同活動なのか復旧（向上）活動なのか、活動区分に留意すること）
- ② **見積もりを依頼する内容（仕様書）や見積もり依頼業者を決定したとき**  
（仕様書の作成や見積もり依頼業者の選定をした際は、その内容や選定結果を記録すること。また、現場で説明を行った際なども同様に作業日報に記録すること）
- ③ **徴集した複数の見積書を比較し施工業者を決定したとき**  
（施工業者を決定した際は、決定した事項を記録すること）
- ④ **選定業者と契約を締結したとき**  
（口頭ではなく書面により契約を締結すること。また、契約内容に変更があつたときも書面により変更契約を締結すること）
- ⑤ **完成検査をしたとき**  
（施工業者から完成届が提出された際には、完成した施設が契約書どおりの規格・延長となっているか、出来高不足がないか、必ず活動組織が実測確認し、その結果を記録すること）
- ⑥ **施工業者に工事費を支払いしたとき**  
（支払先や金額等を確認して支払うこと）

【お問い合わせ先】 岩手県農地・水・環境保全向上対策地域協議会事務局  
（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260